

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(平成28年10月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	48	18	-	2,063	-	3	2,132

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(平成28年10月分)

▶(都民の声)都庁ではなぜ納税証明書が発行できないのか

自分の勤務地から近く、便利なため、納税証明書の発行を都庁でもらおうと思い、手続きについて問い合わせたところ、都庁では発行できないと言われた。都税事務所に申請するようにとのことだが、なぜ都庁での発行ができないのか。

(回答)都税の課税及び徴収に関する実務については、原則として、出先機関である都税事務所等において行っております。本庁においては、主に運営管理・企画指導部門を設置しているため、証明書発行の実務の取扱いを行っておりません。

納税証明書は、どちらの都税事務所・都税支所・支庁でも取得することができます。また、郵送でも申請いただけます。ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、納税証明書の申請様式については、主税局のホームページからもダウンロードができますので、ご活用ください。

▶(都民の声)個人住民税の特別徴収について

今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのか。

(対応)地方税法では、所得税を源泉徴収している事業主については、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。

法令改正があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業主については特別徴収をしていただく必要がありましたが、制度の周知が十分でなく、徹底が図れていない状況にありました。

そのため、東京都と都内区市町村は、平成26年度から平成28年度までを特別徴収推進期間と定め、特別徴収制度の広報、周知活動に取り組んでまいりました。そして、平成29年度から、特別徴収を徹底することとしました。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

▶ **(都民の声)事業所税の申告書の様式について**

主税局ホームページにおいて、事業所税の申告書がpdf版しかダウンロードできず不便である。Excel版を様式集に追加してほしい。

(回答)申告書の様式について、記載の際にご不便をおかけしております。事業所税の様式については、地方税法施行規則で定められた法定様式であるため、加工ができないようpdf版のみ掲載しております。今後、シート保護などの機能を活用し、Excel版を掲載することを検討しております。貴重なご意見をありがとうございました。

▶ **(都民の声)固定資産税課職員の対応について**

所有している固定資産について、物件と私道の番地・番号の区別が分かりづらかったのですが、職員の方が丁寧に対応してくださり、参考になりました。「また分からないことがありましたら来てくださいね」という言葉もかけてもらい、とても嬉しかったです。ありがとうございました。

▶ **(都民の声)世田谷都税事務所の移転後の所在地について(多数)**

世田谷都税事務所の移転日と移転後の所在地を教えてください。

(回答)世田谷都税事務所は平成28年10月11日(火)に新庁舎(世田谷区若林4-22-13世田谷合同庁舎5階・6階)へ移転しました。仮庁舎への移転前と同じ場所でございます。東急世田谷線 松陰神社前駅から徒歩3分、東急バス(園02、渋52、反11) 若林四丁目停留所から徒歩0分、東急・小田急バス(渋21、渋23、渋24、渋26、園02) 世田谷区役所入口停留所から徒歩3分です。